

平成 20 年度入札・契約制度の改正について

- 1．失格基準価格の算出方法の変更について
- 2．落札候補者の事後審査について
- 3．水道施設工事(水道単独発注以外の工事)の発注要件について

(問合わせ先)

伊勢市総務部 管財契約課
契約係

電話 0596-21-5525

下記のとおり平成20年6月入札公告・見積公募分より制度の変更をします。

1. 失格基準価格の算出方法の変更について

平成16年9月より採用している失格基準価格を「変動型最低制限価格」に名称を改め、「有効札の最高価格から2/3の札の平均額の90%」から「有効札の最低価格から2/3の札の平均額の90%」へ算出方法を変更します。また、底のなかった下限額を66.67%に設定します。

変動型最低制限価格の算出方法

まず、予定価格を超えた札及び予定価格の66.67%(千円未満切捨)未満の札を落札外とします。

その時点での有効札の最低価格から3分の2の個数(端数切上)の札の平均額を求め、その値に90%を乗じた額(千円未満切捨)【A】と、予定価格の85%(千円未満切捨)の額及び66.67%(千円未満切捨)の額と比較します。

最低制限価格は次の3通りとなります。

【A】が85%を超えた場合・・・予定価格の85%

【A】が66.67%を下回った場合・・・予定価格の66.67%

【A】が66.67%以上・85%以下の場合・・・【A】

開札時に計算の対象となるべき札が4以下となったときには、最低制限価格を予定価格の66.67%(千円未満切捨)の額とします。

最低制限価格未満の額の入札札は、落札外となります。

《計算例 1》

予定価格=7,000,000 円			結果	予定価格 に対する 割合	
	入札額	算出根拠			
14	N社	7,200,000	予定価格を超えたN社、66.67%を下回ったA社を落札外とする。 有効札12社のうち最低価格から 2/3 の、8 業者の平均額に、90%を乗じた価格 ↓ $43,450,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 社} \times 90\% = 4,888,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨)・・・【A】 予定価格の 66.67% ↓ $7,000,000 \text{ 円} \times 66.67\% = 4,666,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨) 予定価格の 85% ↓ $7,000,000 \text{ 円} \times 85\% = 5,950,000 \text{ 円}$ 【A】が 66.67%以上・85%以下なので、最低制限価格は、【A】の 4,888,000 円となり、直近上位のD社が落札候補者となる。	落札外	102.86%
13	M社	6,850,000		97.86%	
12	L社	6,400,000		91.43%	
11	K社	6,350,000		90.71%	
10	J社	6,350,000		90.71%	
9	I社	6,200,000		88.57%	
8	H社	6,000,000		85.71%	
7	G社	5,950,000		85.00%	
6	F社	5,600,000		80.00%	
5	E社	5,250,000		75.00%	
4	D社	5,000,000		落札候補	71.43%
3	C社	4,750,000		落札外	67.86%
2	B社	4,700,000		落札外	67.14%
1	A社	4,550,000		落札外	65.00%

《計算例 2》

予定価格=1,800,000 円			結果	予定価格 に対する 割合
	入札額	算出根拠		
4	D社	1,800,000	有効札が4社以下のため、最低制限価格は予定価格の 66.67% ↓ $1,800,000 \text{ 円} \times 66.67\% = 1,200,000 \text{ 円}$ となり、直近上位のA社が落札候補者となる。	100.00%
3	C社	1,620,000		90.00%
2	B社	1,400,000		77.78%
1	A社	1,250,000		落札候補

2．落札候補者の事後審査について

従来、配置予定技術者等については入札参加申込時に、工事費内訳書等については開札時に審査をしていましたが、6月以降の入札公告分から入札書に添付することとし、最低制限価格の直近上位の者を落札候補者とし、その者のみ内容を審査します。

内容に不備があった場合は、その者と契約を締結せず、次順位の者を落札候補者とし、この場合、最低制限価格の再計算は行いません。

なお、落札候補となった者が、技術者を配置できないと確認された場合、指名停止措置が課せられることがありますのでご注意ください。

3．水道施設工事(水道単独発注以外の工事)の発注要件について

現在、税込設計金額500万円以上の水道施設工事(水道単独発注以外の工事 1)については、発注案件の2件に1件、経営事項審査における年平均完成工事高(水道施設工事・管工事の合算)を実績として求めておりますが、6月より全案件に求めます。

上水道課以外の他課や県から依頼のあった工事で、工事名称は「～に伴う～工事」となります。